



令和6年1月26日
航空局航空戦略室

「航空運送事業脱炭素化推進計画」初の認定！ ～空のカーボンニュートラルを目指して～

国土交通省は、ANA グループ及び JAL グループからそれぞれ申請のありました航空運送事業脱炭素化推進計画2件について、航空法第131条の2の8の規定により認定しました。制度創設後、初めての計画認定です。

航空法により、令和4年12月から開始している航空運送事業脱炭素化推進計画認定制度は、持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進、運航の改善、航空機環境新技術の導入といった航空脱炭素化の取組に関する計画に対して認定を行うことにより、航空会社の主体的かつ計画的な取組を促進し、ICAO(国際民間航空機関)で採択されたグローバルな削減目標と、地球温暖化対策計画において設定されている削減目標の達成を目指すものです。(制度の概要は別紙1のとおり)

今般、SAFの導入促進等に関する2件の計画(概要は別紙2のとおり)の認定申請があり、内容を審査した結果、制度創設後初めて計画の認定を行いました。今般認定した航空運送事業脱炭素化推進計画は以下の2件です。

1. ANAグループ(全日本空輸(株)、ANA ウイングス(株)ほか2社)による計画
2. JALグループ(日本航空(株)、(株)ジェイエアほか6社)による計画

今後、認定された計画に基づいて行われる取組により、更なるSAFの導入促進等が図られることが期待されます。国土交通省としても航空脱炭素化の取組が円滑に進むよう、引き続き、航空業界と連携しつつ、しっかりと対応して参ります。

お問い合わせ先
航空局航空戦略室
TEL:03-5253-8111(内線 49402・48171)

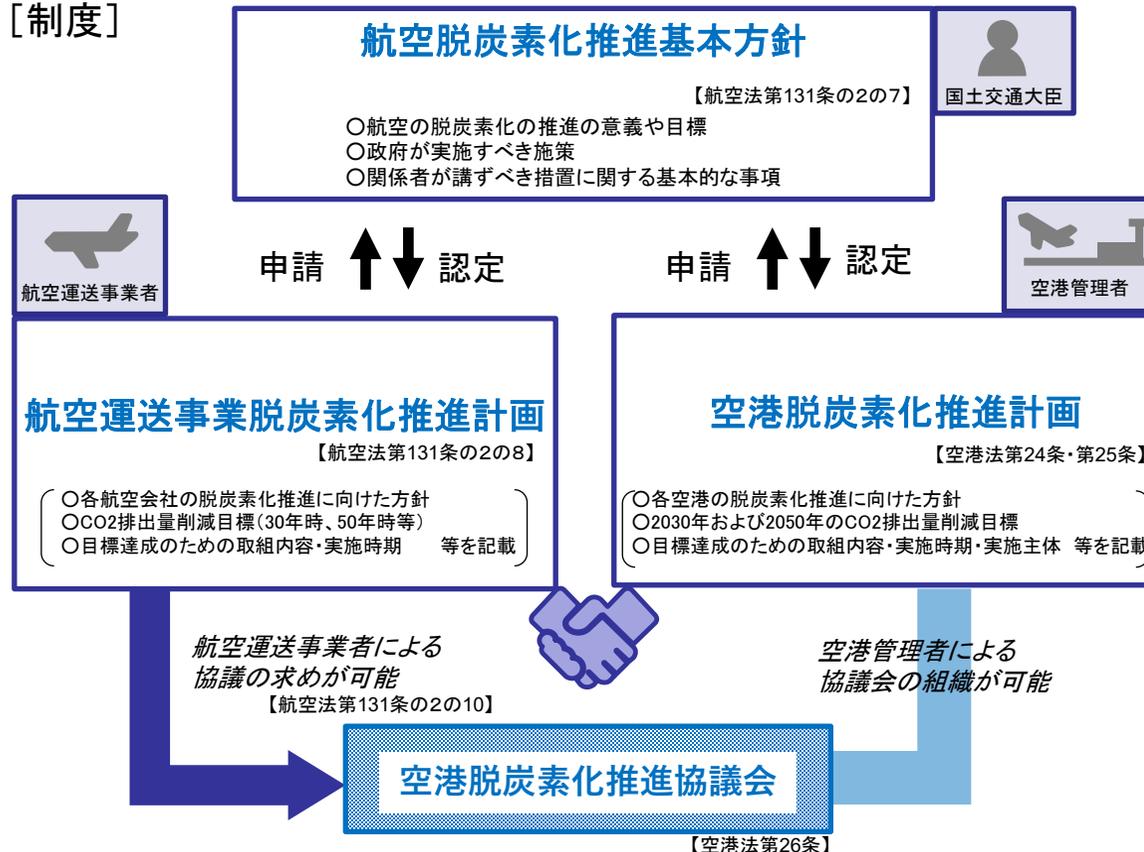
清水・眞田・甚田・露口
直通:03-5253-8722

- 令和3年度、2050年を見据えた航空分野の脱炭素化を推進するためのロードマップを作成。
- 各事業者や各空港が取組を進め、適切に説明責任を果たしていくことができるようにするための制度的枠組みを導入。

→ 航空法・空港法等の改正（両法の目的規定に脱炭素化の推進を位置付け）

[令和4年6月10日公布、令和4年12月1日施行]

[制度]



[主な取組内容]

航空機運航分野

- 機材・装備品等への新技術の導入
- 管制の高度化による運航方式の改善
- 持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進

空港分野

- 空港施設・空港車両からのCO2排出削減
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 地上航空機・空港アクセス等からのCO2排出削減

空港毎に、空港管理者、航空運送事業者、ターミナルビル事業者、給油事業者、のほか、空港脱炭素化推進事業を実施すると見込まれる者、地方自治体等で構成

1. 認定計画数 2件 (令和6年1月時点)

	ANAグループ (全日本空輸、エアージャパン、ANAウイングス、Peach Aviation)	JALグループ (日本航空、ジェイエア、日本エアコミューター、北海道エアシステム、日本トランスオーシャン航空、琉球エアコミューター、ZIPAIR Tokyo、スプリング・ジャパン)
認定日	2024年1月24日	2024年1月24日

2. 計画の主な内容

(1) 目標 国際：ICAOのCORSSIA履行 国内：温対計画の目標達成 2050年カーボンニュートラル

(2) 目標達成のために行う主な措置 (両グループ共通項目)

① SAFの使用

- ✓ 燃料使用量の10%以上をSAFに置換え
 - ・2030年度SAF使用量見込み：約100万KL
 - ※国際競争力のある価格が前提。輸送量により変動。
- ✓ 航空利用者へのSAF利用によるCO2排出量削減の可視化に向けた取組

② 運航の改善

- ✓ 最適な経路・速度の選定
- ✓ 搭載重量の削減
- ✓ 早期加速上昇
- ✓ 地上走行時の片側エンジン停止等

③ 航空機環境新技術の導入

- ✓ 低燃費機材の導入
- ✓ 航空機の電動化、水素航空機等の導入検討に関する取組
- ✓ 環境新技術の国際標準化に向けた官民議論への貢献等

(3) その他の事項

- ✓ ACT FOR SKY、官民協議会等による連携
- ✓ グリーンボンドの発行
- ✓ 航空法等の遵守による安全確保等